

『満佐須計装束抄』の成立年時と識語の解釈について

鈴木雄三

一、はじめに

『満佐須計装束抄』（以下『装束抄』とする）は、平安時代末期に源雅亮によって執筆されたものであり、現存する最古の装束に対する有職故実書とされている。形態として、三巻を一帖とし、仮名書きを特色としているため、「仮名装束抄」とも呼ばれている。

内容は平安時代末期から鎌倉時代初期までの、装束に関して記載されている。特に、平安時代末期から鎌倉時代初紀ごろにかけて起こった装束の硬質化、つまり強装束に習熟する必要にいたった際の強装束の着具や儀礼相応の宮殿施設の装束について記している。

現代でも、古典作品での諸注釈書などで、装束表現の注を附する際に『装束抄』の本文を引用するといったことが多く見受けられており、平安時代の服飾を考察するうえで重要視されている。

しかしながら、『装束抄』は、仮名書きのため、より難解な文体になっていること、『装束抄』及び作者である源雅亮の伝記史料が少ないこと、また、平安時代の現存する服飾資料がないため、当時の服飾自体に不明な点が多いこと、などの理由により研究が進んでいない状況にある。

本稿では、この『装束抄』の成立年時と巻末に記載されている識語について考察し、『装束抄』の成立年時の特定に努めたいと考える。

二、諸本

『装束抄』の成立年時および識語を考察するにあつて、はじめに諸本について述べておかなければならない。

『装束抄』の諸本は、『国書総目録』によると、『満佐須計装束抄』の書名の他に「仮名装束抄」や「装束抄」と複数あり約五〇種ほどあるとされる⁽¹⁾。

ただ、それらの諸本は全て同一の写本から転写されたものと考えられており、それらの諸本にはみな巻末の識語に、

これは本には、三卷まき物にてあるを、一帖に書き写したるなり。雅亮が自らの手にて書きたり。別に紙に書きて押しつけたるは、亮行が手なり。首書きは故殿の御手なり。片仮名にて書きたることは、わらはが書きたるなり。

応永第九之曆林鐘中旬加修理畢

高倉永行撰⁽²⁾
入道参議

と『装束抄』の成立の経緯が記されているとともに、転写された年時について「応永第九之曆」と記載されている。そのため、この識語と同一の本文を有する本は、「応永第九之曆」の記載から応永九年系統本と呼称されている。

これらの応永九年系統本については、鈴木敬三氏が調査をされ、内容面からの異本はなく、文字の誤りや衍文・錯簡ま

た、虫書による欠落などがある程度で、何れも高倉家本の系統に属する近世の写しであるということを描している。⁽³⁾この鈴木敬三氏の指摘は、今回本稿を執筆するにあたり調査した京都府立中央図書館所蔵『万歳寿気装束抄』、国立国会図書館所蔵『雅亮装束抄』、および宮内庁書陵部に所蔵されている八本にいたっても、文字の誤りや衍文・錯簡また、虫書による欠落などが多少あるものの、同一の本文と確認でき、氏の説を補強するものと思う。⁽⁴⁾

しかし、近年、応永九年系統本と内容が異なる写本が宇都宮千郁氏によって高倉の有職文化研究所から発見された。⁽⁵⁾その識語には、先の「応永第九之曆」の記載とは異なり、「明德四年」と記載されていることから、宇都宮氏により明德四年本と呼称が付けられた。

宇都宮氏の調査によると、有職文化研究所蔵本の形態は、卷子本で表紙・軸および外題は無し。料紙には厚手の楮紙を使用し、料紙一枚あたり紙高約十四・四糎×長さ約四五糎で全長約五一〇・二糎とし、識語中「永行」という署名の下の花押のあるべき部分に「御判」とあることから、この写本が明德四年八月十日以降、永行以外の人物によってさらに転写されたものであることは明らかであるだろうとしている。

また、この写本の最後部には約二糎程の同質の料紙の重複が見られ、さらにもう一枚継いであった料紙を、継ぎ目の所から刃物か何かで切り落としたとおぼしき跡があるとのことで、軸に繋がる部分が何等かの事情で切り落とされたのか、あるいはその部分に書写した人物の署名等があったかも知れない。しかし、今のところ不明と言うより他はなく、残念ながら、その転写した人物については現存本に記載はないため未詳である。

宇都宮氏が翻刻した本文から識語を引用すると、

不可有外見者也

明德四年八月十日永行（御判）⁽⁶⁾

という記載だけがあり、応永九年系統本に記載されている本文・押紙・首書・片仮名書の筆者などの記載は書かれていないという。まして、表紙・軸および外題もたない明徳四年本は、どちらかといったら、家で秘蔵するといったことよりも、実際の現場でもって、実用された形態ではないかと思われる。宇都宮氏も、明徳四年本について、

表紙については、巻頭部分が他の部分に比べ際立って汚損しており、かなり以前に表紙を欠いてしまったというよりも、初めから装丁はなされなかったかとも思われるような様相を呈している。この理由については、写本自身の性質にも関連があるように思われる。満佐須計装束抄は内容自体が、言わば実用に供されるマニュアル本である。他者への贈呈の料とでもする場合は別として、永きにわたる保存の意図も、豪華な装飾の必要もたない、書写者自身の手控えや私用のためのものであったのなら、装丁が施されなかったとしてもそう不自然ではないであろう。

と一考されており、書写者自身の手控えや私用のための手沢本であった感が強いのではないかと思われる。そのため、本稿では明徳四年本は応永九年系統本からの転写と考え、『装束抄』の成立年時については影響はないものとし、成立年時および識語の考察をしたいと思う。

三、先行研究

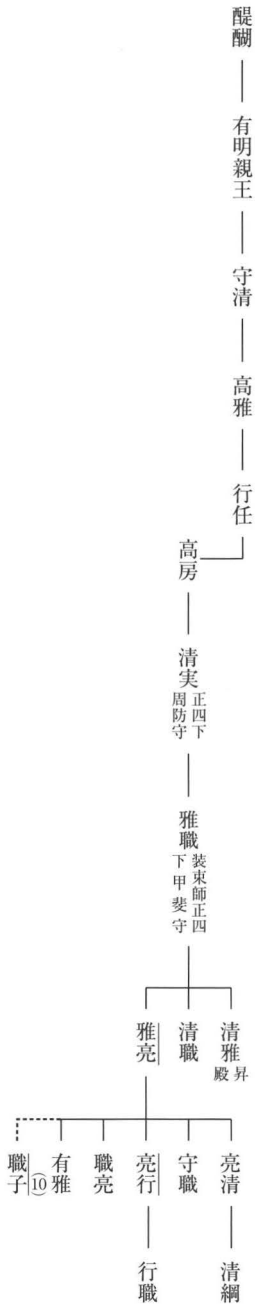
先にあげた識語の解釈については、成立年時とともに説が分かれ問題となっている。

まず、先行研究をあげたい。先行研究では、太田博太郎氏を皮切りに、『装束抄』の成立年時について考察されている。太田氏は『装束抄』に記載される人物の生没年を調査し、『装束抄』の成立を一一六九年から一九八〇年までと推測している。そして、本文は源雅亮、識語については首書を執筆した「コ殿」を『山槐記』の作者である中山忠親とし、押紙には言及せず、片仮名補注を執筆した「わらは」については不明としている。

対し、鈴木敬三氏は、『装束抄』の成立年時を、後白河法王五〇の御賀の記事から安元二年（一一七六）以降、首書に記載の藤原実家の檢非違使別当辞任の寿永三年（一一八四）以前の成立としてゐる。そして、識語の解釈としては、本文は源雅亮によって執筆され、三巻をそれぞれ卷子として執筆した。これが雅亮自身が書いた親本であると、巻第二だけ記されている押紙は、雅亮の子の亮行が藤原（徳大寺）実定の意向をうけて記述されたもの。巻第二および巻第三に記されている首書は、実定の弟実守の記述。そして、巻第二および巻第三の「女房の装束のこと」に片仮名の補注を加え改定新写したのは、雅亮の女の源職子と推測されている。⁹⁾

以上の両者が『装束抄』の成立年時と識語について述べてゐる。両者とも、本文・押紙・首書・片仮名補注にそれぞれ別々の執筆者がおり、その執筆作業が、ほぼ同時期に執筆されて成立したとの見解であることがわかる。

本稿では、この両者が指摘している『装束抄』の成立年時について疑問を呈するものである。論の便をはかるため結論を先に示す形となるが、筆者の説は『装束抄』は、一段階で成立したものではなく、段階的に成立年時が存在し、親本に異なった書写者が注を附して現状のものが成立したとするものである。より具体的に言及するため、雅亮の関係系図をとりあげ、関連する人物を確認しながら言及したい。



筆者の説としては、『装束抄』に記載がされている本文・押紙・首書・片仮名補注には、それぞれ成立年時に差異があり、段階的に加筆されていたものと考ええる。

本文は、雅亮自身の手により、安元二年（一一七六）三月四日から寿永二年（一一八三）正月二二日までの約七年の間に執筆され、三巻の卷子を書き遣した。これが雅亮自身執筆した親本であると考ええる。

押紙はその後、巻第二に藤原実定の命により寿永二年（一一八三）四月五日以降に雅亮の息子である亮行によってつけられた。

そして、首書は、片仮名補注無と片仮名補注有とに書分けが存在している。そのため、異なる二者の執筆と判断した。

巻第二、巻第三に記される片仮名補注無の首書は、「コ大臣殿こと、藤原実定によって建久二年（一一九一）二月十六日まで加えられたもの。巻第三の「コ殿ノ御手ナリ」と補注有の首書は、藤原実守によって、寿永二年（一一八三）四月五日から寿永三年（一一八四）九月一八日まで約一年五カ月間に執筆されたと考ええる。

最後に片仮名補注は、藤原実定が死後の建久二年（一一九一）二月一六日以降、この三巻をまとめて書写して、新たに一帖とし、本文・押紙・首書も書写したのが、雅亮の娘である職子だと考えられ、巻第一には手を加えず、巻第二および巻第三に片仮名補注を書き入れ、文末に卷子を帖に改訂して新写し、補記を加えた顛末を記述して結びとした。これが、現在にみられる『装束抄』だと考えている。

四、本文

では、この説を実証すべく考察を始める。なお、先だって断っておく必要があることと思うが、本文とは一般的に書物のうちに記載される文章のことを意味する。しかし、本稿では、本文・押紙・首書・片仮名補注の内容に年代的な差が存

在することを鑑み、それぞれを比較し考察するため、分けて言及している。そのため、以下の言及においても本文・押紙・首書・片仮名補注を分けて言及する。

それでは、まず本文について考察する。『装束抄』の本文において、人物および年が記載され、そこから年代が特定できる記載がされているのは、巻第一と巻第三である。本文の執筆年代の考察では、それら該当本文を古記録と対比し、年代を明らかにしているため、左記のように表形式でまとめたいと考える。

	卷	『満佐須計装束抄』本文	記録名	年月日	古記録本文
A	一	母屋廂の調度たつ事 后立ちの日は。(中略) 大宮の度の例にて。建春門の院のたびは。花山院の大臣殿のさたにて屏風ばかりを東にわたしてたつ。(一一)	兵範記	仁安三年 (一一六八) 三月九日条	九日辛未、天陰雨下、今日立后兼宣旨、下官為勅使可女御殿、未剋著尋常束帯参被御
B	一	大将饗の事 出雲の大将殿 <small>兼長</small> にはなりゆきと雅亮をめされき。かやうのことはなちては存すべきことなし。(一九)	兵範記	仁平元年 (一一五四) 八月二日条	壬寅、天晴、新大将御慶賀申、自東三条令出立給云々 <small>(12)</small>
C	一	五節所のこと。 中納言時忠の五節いだしたりし御覧に建春門院よりありしこそ。(二三)	未詳	未詳	未詳
D	一	大臣辞退のふみいる、函をつゝむやう。 宇治の大臣殿 <small>頼長</small> の御時。大臣辞させたまいに。(四一)	台記	久寿二年 (一一五五) 八月二七日条	美福門院及関白疑入道及左大臣所為、□法皇惡之、雖難取信、天下通俗所申如此 <small>(13)</small>

E			
三	女房の装束の色 安元御がに雅亮が初めていだしたりしあをみてする人あれども見ぐるし。 本を見るべし。 (八八)	玉葉 (一一七六)	安元二年 三月四日条 三月四日己酉天晴、此日、公家被奉賀太上法皇五十宝算、於東山御所南殿有此事 ¹⁴⁾

巻第一ではAからDの本文において行事や人物名の記載がされており、そこから年時の特定が可能である。また、巻第三Eでは、「安元」と『装束抄』に応永九年系統本で朱書きで記載がされていることにより年時を知ることができる。

この表から、本文に記載される内容の年時は、古くはB「大将饗の事」の記事である久寿元年(一一五四)から、新しいもので安元元年(一一七六)「女房の装束の色」の後白河院の御賀までであるということが分かる。

すると、『装束抄』本文の成立年時は、後白河院の御賀の記載をすることができた安元二年(一一七六)以降でなければならない。

では、より具体的な本文の執筆年時を特定するため人物の官職の記載に注目したい。注目すべき人物は、C「五節所のこと」に記載されている「平時忠」である。

平時忠は、本文において「中納言」と記載されているため、中納言在職期間を『公卿補任』により調べると、承安元年(一一七一)三月四日条において中納言に任じられており、そして寿永二年(一一八三)正月二日条には権大納言と記載がある¹⁵⁾。そのため、本文で平時忠を「中納言」と記載し得るのは、本文の成立を平時忠が権大納言になる寿永二年(一一八三)正月二日以前だと考えなければならない。

このように、表により年時を照合し、本文に記載されている平時忠の官職の在職期間を考察した結果、『装束抄』の本文の成立年時は、巻第三「女房の装束の色」の安元二年(一一七六)三月四日から、平時忠が権大納言に任命される寿永二年(一一八三)正月二日以前の約七年間に絞り込むことができる。

五、押紙について

続いて押紙ついて考察したい。押紙とは、書誌学の用語で文書・典籍の疑問箇所や注意すべき部分に貼付けがされる注釈・注意事項等を記した小紙片のことをいう。⁽¹⁶⁾

『装束抄』に記載される押紙は巻第二に四ヶ所である。これらは、全て割注で記されており、執筆者を雅亮の息子である亮行としている。『装束抄』に記載される押紙をそれぞれ引用すると、

押紙①	夏冬の白襲ならねども。極熱のころ。官高きいたりたる人の白襲を着るは常なり。〈これも大臣殿の仰せと。亮行が手にてうらに書き押したり。〉 (四七)
押紙②	大将の紅梅地の平緒に掻い練り襲着ることは。臨時客又母屋の大饗に着るなり也。賭弓しそうには。紅梅地の平緒をばさゝぬ也。一の人の公達は。殿上人のあいだなれども。ぜんくうをくるまじりにぐしたるなり。〈これもうらに書きて押したり。〉 (五〇)
押紙③	馬に乗らせ給ときは。うはてにしりはかく。常の束帯の定なり。〈亮行が手にて書きて押したり。〉 (五九)
押紙④	くしたなごひのうちにはだんしを二枚たたみながらしきて。そのうへにたかうながたな。もとゆひ。くし二枚がうち。ときぐし一枚。かいねり三すぢをぐせらる。これも両せちえのきに かるべし。ならうところは。だんしをひきちがへてしくとこそならいたれ。ふしんなり。のちのれうにしるしをくなり。〈亮行が手にて書きて押したり。〉 (六六)

右のごとく記されている。この押紙で注目すべきは、押紙①の「大臣殿の仰せ」という記載で、この記載から亮行が命を受け押紙を執筆したことがうかがえる。

ここに記載される「大臣殿」については、すでに鈴木敬三氏が藤原実定を適當だと言及されており、筆者もこの説に首肯したいと考える。なぜなら、本文の成立年時である安元二年（一一七六）から寿永二年（一一八三）までに大臣で在っ

た人物は、藤原師長、藤原経宗、藤原兼実、平重盛、藤原基通、平宗盛、藤原実定がいる。しかし、『装束抄』中にこれらの人物名が確認される者は、藤原実定のみであり、藤原実定以外の人物は雅亮との関係性が見当たらない。また、この本文の成立時期は、雅亮は藤原実定に扈従していたことが史料により見受けられる。それらの記録をあげると、『山槐記』治承二年（一一七七）正月二日条には、藤原実定の左大将慶賀の路頭の前駆として、

今日、左大将〈実定〉申慶賀云々、伝聞、先被参院云々

路頭儀、

（中略）

次前駆八人〈下藪為先〉

前伊賀守雅亮⁽¹⁷⁾

とあって、雅亮を前駆の先頭として記載されている。続いて藤原実定の日記である『庭槐抄』治承二年（一一七八）三月二二日条に、高倉天皇が春日社に行幸する際、藤原実定の前駆として、

前駆四人〈雅亮、範実、懐綱、六位一人、大膳亮知雅〉隨身狩袴如常⁽¹⁸⁾

とあり、『玉葉』治承二年（一一七八）一〇月二九日条においても、春日祭使として、多くの陪従の中に、「散位雅亮勤陪従〈経座前、春日器⁽¹⁹⁾〉とみえ、来会の卿として、諸大夫の顔ぶれの中に雅亮の姿が見え、この記載は『明月記』治承二年（一一七八）一〇月晦日の条にも所在する。

また翌年、『庭槐抄』治承三年（一一七九）八月二九日条には、八幡社の行幸の折り藤原実定の前駆として、

前駆四人〈雅亮、範実、懐綱、源範実⁽²⁰⁾〉

とみえ、さらに同年の九月五日条に賀茂社の行幸の実定の前駆として

前駆四人（雅亮、範実、懷綱、源範実、連参）移馬⁽²¹⁾

とあり、同じ顔ぶれが並ぶ。続いて記録では、時代が下って、『明月記』安貞元年（一二二七）正月九日条に、

誰人説云、去年見来、参川權守清綱依強盜、被擄取、養父馬助亮清被擄（於父者被追放了云々）件男博奕不善、久有其聞云々、当代侍中歴極藤云々、於父者適重代之仙籍旧物也、可悲之世也、雅亮徳大寺左府以下為彼家人、亮清者当时左府辺、為源内府家人、其後子息三四人之中、雖被驅使、各無思被逼貧歟、是末代之式歟⁽²²⁾

と記載があり、雅亮は安貞元年当時には、既に亡くなっていることが分かるとともに、雅亮を「徳大寺左府以下為彼家人」とあり、徳大寺家こと藤原実能および実定の家人としている。

これらの記載から雅亮は藤原実定に扈從していたことが見受けられ、記録面でも「大臣殿」を寿永二年（一一八三）四月五日から左大臣を辞するまでの建久元年（一一九〇）七月一七日の期間を在職した藤原実定とすることが適當であるといえる。

以上の理由から藤原実定を「大臣殿」とすると、押紙の成立年時は藤原実定の大臣在職期間である、寿永二年（一一八三）四月五日から薨去するまでの建久二年（一一九〇）七月一七日までであると考えられる。

六、首書

続いて、首書について考察したい。

首書とは、古典籍関係の叢書の天部分に見られる頭注のことをさす⁽²³⁾。ただ、今回底本とし引用をした『群書類従』に所収されている『装束抄』は、他の作品と体裁をあわせるため、天部分に記載はされておらず該当本文部分の隣に割注で首書を記載している。同じく、京都府中央図書館蔵の『万き寿気装束抄』においても同様の記載である。対し、国立国会図

書館所属の『雅亮装束抄』は、天部分に首書がされており、諸本によって記載の仕方にはばらつきがあるようであるが、記載内容は同一であった。

さて、『装束抄』に記載される首書は、巻第二と巻第三に合計して一四ヶ所と、奥書の以降の巻末に長大な首書が一ヶ所ある。これら記載される首書は、具体的な年時が記されているものもあるものの、ほぼ全てが、記載の情報が少ないため成立年時の特定や記録をあげることは困難である。しかし、記載される人物からおおよその年時を推測することが可能だ。

さらに、注目すべきこととしては、全一五ヶ所の首書を注視すると、「コ殿ノ御手ナリ」と片仮名捕注が附されているものと附されていないものとで区別され記されている。考察するため首書を左に表形式で引用した。なお、巻末の首書は長大なため引用は省略している。

①	<p>巻二 首書 単も濃き単にてこそはつねにもあれ。 (四七)</p>
②	<p>巻二 首書 尖矢さすことは。花山の家にするとこそ聞きしようにおぼゆれ。こと人はいとせぬにや。 (五三)</p>
③	<p>巻三 首書 大臣殿五位の少将にて一五六のほどいまだ紫の奴袴きさせ給しとき。 鳥羽の城南寺の競馬の日。(中略)〈コノ首書ドモ。コ大臣殿ノ御手ナリ。〉 (七〇)</p> <p>長秋記 天承元年 (一一三二) 九月二〇日条 城南寺祭也、有御見物云々、仍着布衣參、後於馬場殿有ハカ作女、献射与人</p>
④	<p>巻三 首書 若き人は夏の狩衣は捻り重ねてを着る也。三重なりとも捻りなり。色によるべし。〈コ殿ノ御テナリ〉 (七〇)</p>

⑪	卷三	首書 この別当殿 <small>コノ別当実家ノコトカ</small> の禁色の中將のころ。(中略) もろもとと申し物しりに外記のことなどにはにずや。されども宇治 <small>忠実</small> の入道 <small>忠実</small> のおほせなど。よくおぼえたりし人なり。(コレモコ殿ノ御手ナリ。)
⑩	卷三	首書 内大臣 <small>実定</small> 殿は二藍の布の単にて。瑠璃色の指貫鳥羽の院の六月の御逆修にきさせ給たりけり。中將の御時なり。(ヤガテコ殿ノ御手ナリ。)
⑨	卷三	首書 うす色の織唐衣は上臈は着るまじきこと也。やしろのつかさやうの物。好みきる色なり。(七四)
⑧	卷三	首書 秘色はなを一日のはれに着る色なり。そのちは。けにて着てん。これにあらずして。はじめより白衣などには着ず。(コ殿ノ御手ナリ。)
⑦	卷三	首書 隨身は纏頭衣とて。あはひをきらず引き襲着るを。あきすけの三るといひし人は。あまり隨身を好みて。うす色の衣に黄なる衣引き重ねて着て院へ参りたりければ。うす色に白衣重ぬるはつねのことなり。(後略) (コ殿ノ御手ナリ。)
⑥	卷三	首書 紅紫。この色は。けの色にあらず。本書にも見えたり。(コ殿ノ御手ナリ。)
⑤	卷三	首書 若き公卿も木賊の狩衣着るときは。うす色の衣に白き衣重ねて着るには。うす色の指貫着るほどのよはるなれども苦しからずとぞ徳大字殿おほせられし。(コ殿ノ御手ナリ。)

⑫	<p>卷三</p> <p>首書</p> <p>うす色には。同じ色のくゝりをな結びたるなり。はらじろをさゝす。</p> <p>(七七)</p>
⑬	<p>卷三</p> <p>首書</p> <p>堀河の院の位の御時。それがし。ただ今名おぼえず。五十余にしてははじめて藏人になりたりける。萌葱の織物の指貫をふみちらして。そはわかちて。朝餽に参りたりりければ。帝ゆゆしの装束の様やとて。すこし御へいきうのていなりければ。かしこまりてついで。君のゆるしたびたる色なれば。しろしめすにおよばすと申ければ笑はせ給けり。(コ殿ノ御テナリ。)</p> <p>(七七)</p>
⑭	<p>卷三</p> <p>首書</p> <p>行幸なきとしは七日までできるなり。(コ殿ノ御手ナリ。)</p> <p>(八〇)</p>

以上のように『装束抄』に記載される首書を順にあげた。この一四ヶ所の首書のうち成立年時を特定できる記載がされているものは、③⑤⑩⑪⑬である。それらを順に見ていきたい。

まず、首書③では、藤原公能が五位の少将で十五六歳の折り、天承元年(一一三一)九月二〇日に鳥羽城南寺で競馬が行われたことが記載されている。この首書には「コ大臣殿ノ御手ナリ」と記載され、注目すべき点である。「コ大臣殿」については後述したい。なお、太田氏はここに記載される「コ大臣殿」を、藤原経宗として藤原公能を否定している。その理由としては、鳥羽城南寺で行われた競馬を、古記録から何年か特定できず、長承二年(一一三三)と推則して、その年であると公能が「五位の少将にて一五六」の記載と相違するといったものである。⁽²⁵⁾

しかし、『長秋記』の記録のごとく、公能は天承元年において五位の少将であり、年齢を一五才としているのである。すると、この『装束抄』の内容と「天承元九廿」の記載に誤りはないと考えられる。

続いて首書⑤では、文末に「徳大寺殿おほせられし」と記載があるように、徳大寺家を建立した藤原実能についての談

がみられる。正確に年時の特定はできないが、徳大寺実能の生前時であるため保元二年（一一五七）九月三日条「藤原実能薨ず」とする以前の記載であると判断できる。

続いて首書⑩は、鳥羽院の六月の御逆修に藤原実定が二藍の布の一重狩衣で、瑠璃色の指貫をつけたという記載である。実定のことを「内大臣」と記している。実定の在職期間は寿永二年（一一八三）四月五日に内大臣に任じられ、文治二年（一一八六）一〇月二十九日には、権右大臣に任じられている。そのため、首書⑩の記載は実定が内大臣を勤めている寿永二年（一一八三）四月五日から文治二年（一一八六）一〇月二十九日までの内容であると考えられる。

そして首書⑪は、実定の弟である実家の記載がみられる。「別当殿」の記載には「コノ別当実家ノコトカ」と記されており、実家の別当在職期間を調査すると、治承五年（一一八一）九月二五日より寿永三年（一一八四）九月一八日までとし、他に別当の職に就いている者も見当たらない。そのため、年代的にも記載に問題がなく、誤りはないものと考えられる。

内容としては、実定の弟、檢非違使の別当実家が禁色勅許間もない中将のころ白張の布狩衣に薄色の指貫を着用したのを、上臈の布狩衣は染物であり白張は着さずと非難したものがあり、難者は大外記の師元としている。師元を博識に似合わぬ意見であるとしているが、師元は宇治入道忠実の仰せをよく記憶していた人だとも記載している。

この首書が執筆された年時としては、実家を「別当殿」としているのが実家が別当に任じられていた治承五年（一一八一）九月二五日より寿永三年（一一八四）九月一八日までの期間でなければならない。

最後に首書⑬では、堀河天皇の時、萌葱織物の指貫を着けた藏人が朝餉に参上して天皇を驚かせたという談である。

「堀川の院の位の御時」とあるため、堀河天皇の在位期間である応徳三年（一一八七）一一月二六日から嘉承二年（一一〇七）七月一九日までの期間の内容であると判断される。

以上、右にあげた年時を特定できる首書に記載されている人物名や年などで年時を示した。すると、首書の執筆年時は、首書⑩の藤原実定のことを「内大臣」としているため、実定が内大臣になった寿永二年（一一八三）四月五日以降から、首書⑪の実家が檢非違使の別当を辞任した翌三年九月二五日までの約一年五ヶ月の間の執筆であるということになる。

では、次に識語に「首書は故殿の御手なり」と記載がある首書の執筆者を特定したい。

首書を執筆したとする「コ殿」は先行研究で解釈が分かれ問題になっている。先行研究では、太田氏が中山忠親とし、鈴木敬三氏は実定の弟である実守であるとしている。対し筆者の考えとしては、両者の説と異なり「コ殿ノ御手ナリ」と片仮名補注が附されているものと附されていないものとで執筆者が異なると考え、注が附されているものを藤原実守、附されていないものを藤原実定と考えている。

その理由を明確にするためにも先に先行研究からみたい。

まず、太田氏の見解では、この「コ殿」は『装束抄』の記載で、鳥羽院や徳大寺実能が崩じた一一五六年にはすでに成年していなければならず、首書の年時判定から一一七六年以後まで生きていた人で、大臣に就いた人物でなければならぬとし、

この条件に合致する人としては、建久二年に五十三才で死んだ前左大臣実定と、建久六年に六十五才で死んだ前内大臣忠親とがいるが、鳥羽院崩御の一一五六年に実定は十八、忠親は二十六才であり、実定はその経歴からいって、その故実に詳しくかたと思えない。これに対し、忠親の方は一一四九年にはすでに蔵人となっており、故実に詳しくかたことはその日記『山槐記』によってよくわかる。したがって、雅亮の著書に批判を加えている「コ殿」は忠親と見るのが妥当だ。⁽²⁶⁾

としている。しかしながら、太田氏の見解を支えているのは、実定の年齢が若いため故実に精通していないとのことであ

る。しかし、それは後鳥羽院が崩御した年代であったらの一八才である。

首書執筆年時は、先ほど考察したように寿永二年（一一八三）四月五日から寿永三年（一一八四）九月一八日までの約一年五ヶ月の間であるため、すでに実定も円熟期であろう。すると、太田氏の述べるように、実定の年齢が若く故実に精通していないため、中山忠親とする説は成り立たない。また、中山忠親は『装束抄』に一度もその名を見せない人物で、雅亮との関係は薄いように思える。そのような関係の者が、家の書ともいいうべき『装束抄』に書き入れることができるのであろうか。先にもあげたが、押紙および首書が執筆された年時は、古記録により雅亮は藤原実定に奉仕していたことが見受けられる。これらの理由により、首書を執筆したのは中山忠親とは考えられない。

続いて、鈴木敬三氏が考察している藤原実守について言及したい。

まず、鈴木敬三氏は、「コ殿」を皇后宮権大夫藤原実守とする理由として、後述する片仮名補注執筆者を雅亮の女である職子との職掌上により説を述べられている。引用すると、

職子ならば、職掌の上からも皇后宮権大夫であった実守と親交があったことは想像に難くない。さすれば、実守の薨去後、実守を「コ殿」とよぶことも無理からぬことである。⁽²⁷⁾

と、実守と職子との関係を上げ、「コ殿」を実守としている。

藤原実守は『公卿補任』によると文治元年（一一八五）四月二五日に極官を正二位下権中納言で薨去したため、首書の執筆年時である寿永二年（一一八三）より約二年で首書を執筆しなくなったと考えられれば年代的には問題はない。

しかし、鈴木敬三氏の見解に従い首書が全て実守の執筆とすると、首書③の「コ大臣殿」という記載に権中納言で薨去した実守であると大臣職についておらず、大臣とは記載できないため矛盾が生じてしまう。ただ、首書を全て「コ大臣殿」である藤原実定の筆であると考えても、首書①で「内大臣殿」を実定と記載して、首書③では「それがし」としており、

官職名と「それがし」を区別して記載していることは不審である。

つまり、全て首書を実定の執筆とした時、自身を「それがし」とは記載はするだろうが、あえて官職名と合わせて記載するだろうか。そのため、『装束抄』全一四ヶ所ある首書の記載は、異なる二者によって執筆されたと考えるのが自然である。

よって、首書の「コ殿ノ御手ナリ」と附されていないものは、首書③「コノ首書ドモ。コ大臣殿ノ御手ナリ」の「ドモ」という記載から複数あると考え、首書③以外の「コ殿ノ御手ナリ」と附されていない首書は、すべて「コ大臣殿」の執筆とする。そして、首書の「コ殿ノ御手ナリ」と附されている方は、「コ殿」または「それがし」にあたる人物の執筆であると考える。

この「コ大臣殿」および「コ殿」の両者は、寿永二年（一一八三）四月五日から寿永三年（一一八四）九月一八日までの約一年五ヶ月の間に執筆可能な人物であり、その周辺か、その後まもなく死去した人物でなければならぬ。

「コ大臣殿」のほうは、当然に大臣と値する人物であり、大臣職を経ていなければならぬ。ここで適当な人物が、大臣職を経ている人物で先ほどから名が出ている藤原実定である。実定は、建久二年（一一九一）二月一六日条において崩じているため、首書の執筆年時から隔たりも少なく、実定没後に片仮名補注者が「コ大臣殿」として記載したものとす

る。

一方の「コ殿」は、官位が首書⑨「あきすけの三るといひし人」と藤原顕輔のことを敬語表現を用いないで記載しているため、三位相当か二位相当で大臣職に就いていない者でなければならぬ。つまり、年時と官位の二点が合致する者で「コ殿」を考察しなければならない。すると、年代的においては治元年（一一八五）四月二五日であり、官職を極官を正二位下権中納言で薨去した藤原実守が該当するのだ。

以上の考察から、片仮名補注の附されていないものを藤原実定の執筆、附されているものを藤原実守の執筆と異なる二者が記したと考えられる。

七、片仮名補注について

最後に、片仮名補注について考察したい。

『装束抄』に記載される片仮名補注は、先の巻第二に記載されている以外、巻第三「女房の装束の色」のみで装束についての記載をしている。

片仮名補注については、識語に「わらは」と記載されているため女性の筆であることは間違いないと思われる。『装束抄』巻第三「女房の装束の色」の本文と片仮名補注を引用すると、

巻第三「女房の装束の色」本文	片 仮 名 補 注
櫛紅葉。 黄なる二。山吹紅蘇芳の単。 梅襲。 上白き紅梅匂ひて。紅一。濃蘇芳。濃単。青き単も心ごころなり。 雪の下。 白き二。紅梅匂いて三。青き単。 二つ色に。 薄色二。裏山吹二。萌木二。紅の単襲。	黄ナルハ一ツニテ山吹ヲ匂ハカスナリ蘇芳。紅ノ単。 梅重ハ。上紅梅ナルモ。赤色ナルモアルナリ。 紅ノ単コソ良ケレ。青キハ悪シ。 二ツ色ハ。萌木ヲ上ニ重ナルコトモアルトカヤ。サレド常ニハコノ定ニ薄色ヲ上ナリ。数多クスルニハ。紅梅ナドコソ。
(八一)	(八一)
(八二)	(八二)
(八三)	(八三)

<p>藤。 薄色の匂ひて三。白表二が。裏青き。濃き薄き。白き生絹の単。 又紅の生絹の単。 (八四)</p>	<p>四月ノ拾ノ衣ニハ。イカサマニモ。白キ生絹ノ単ヲ重ナルコトニコソアメレ。祭ヨリ後。生絹ノ衣センコソ。紅ハ重ネメ。拾ノ衣ニハ。何色ニテモアレ。白キ単ト思ハ僻事カ。</p>
<p>撫子。薄衣に同じ。 (八五)</p> <p>六月よりの単襲。 蘇芳朽葉紅薄色。薄青。唐紙染め付け。浮線綾。 唐紙黄なる二。白たて青き襲をしたり。顕文紗浮線綾。これらは皆二重なり。蘇芳朽葉紅の薄色薄青。これらは皆白重ねしたり。 (八五)</p>	<p>薄衣ハ。裏ノ色ナルニ。同ジ様ニハ如何ナルベキゾ。表ノ色ノ定歟。</p> <p>唐紙ハ様々ナリ。黄唐紙青唐紙常ノ事ナリ。蘇芳薄色薄朽葉。上下同ジ濃サナルモアリ。常ノ事ナリ。</p>
<p>七月七日より着更へする。 女郎花黄なるに青たて。下に青き襲。 (八五)</p> <p>薄 蘇芳の濃き薄き三。青き濃き薄き白単。 (八五)</p>	<p>女郎花ナドハ。六月祇園ノ御会□□□□ナドヨリ着ル常ノ事ナリ。</p> <p>青キヲ上ニ重ネテ。ナカ□□アリテ。下ニ蘇芳単□□匂ヒテ。ヤガテ蘇芳単ト思ハ僻事ニヤ。</p>

と以上のように記載されており、女房装束の襲色目の仕方や四季に適した着方、衣の材質など、外部から伺い知る事のできない後宮の女房装束について詳細に解説している。そのため、女性の筆であることは間違いないと思われる。

このように詳細な執筆ができる女性は、条件として『装束抄』に書き込みが可能なことから、雅亮に関係のある女性であり、且つ後宮の内容と装束に対し精通している女性でなければならぬ。そこで注目されるのが、鈴木敬三氏もあげている雅亮の女である甲斐の局職子である。

職子は『山槐記』治承四年(一一八〇)三月九日条の女除目でのみ名を見せ、『尊卑分脈』でも、記載されていない人

物である。『山槐記』治承四年（一一八〇）三月九日条の女除目の記録では、

後聞、先有女除目事云々、藏人左衛門権佐光長奉行此事

（中略）

方子（號辨局、故兵部大輔頼（顯イ）方女） 職子（号甲斐局、前伊賀守雅亮女）⁽²⁸⁾

と「職子、甲斐の局と号す、前伊賀の守雅亮のむすめ」とあり、雅亮に娘がいたことを伺わせる。ただその実態はこれ以上の記録がなく判然としていない。

ただ、片仮名補注の記載は、女房装束について他の故実書には見られない記載がされていることから、装束に精通した者の執筆と考えられる。また、『装束抄』では、装束を着付ける際の秘技を伝えており、家の記としての性格を持ち合わせ、『装束抄』中においても、

本をみるべし。習ふべし。装束師の秘することなり。⁽²⁹⁾

とあり、装束を奉仕する家としての着具の秘技を伝えている。すると、装束師の家系に誕生し、雅亮と同様に装束の故実にしても知識を持ち合わせていたと考えられる雅亮の娘である職子の執筆と考えることが適当であるといえる。

この片仮名補注の執筆年時については、先ほど首書③に藤原実定を「故大臣」としているから、実定が薨去した以後の藤原実定死後の建久二年（一一九一）一二月一六日以降の成立と考えられる。

八、おわりに

以上のように『装束抄』の成立年時と識語について考察した。再度まとめると、本文は、雅亮自身の手により、安元二年（一一七六）三月四日から寿永二年（一一八三）正月二二日までの約七年の間に執筆され、三巻の卷子を書き遺した。

これが雅亮自身執筆した親本であると考える。

押紙はその後、巻第二に藤原実定の命により寿永二年（一一八三）四月五日以降に雅亮の息子である亮行によってつけられた。

そして首書は、片仮名補注無と片仮名補注有とに書分けがされ、片仮名補注無の首書は、「コ大臣殿」こと藤原実定によって建久二年（一一九一）一二月一六日まで加えられたもの。巻第三の「コ殿ノ御テナリ」と補注有の首書は、藤原実守によって寿永二年（一一八三）四月五日から寿永三年（一一八四）九月一八日まで約一年五カ月の間に執筆されたと考える。

最後に片仮名補注は、藤原実定が死後の建久二年（一一九一）一二月一六日以降、この三巻をまとめて書写して、新たに一帖とし、本文・押紙・首書も書写したのが、雅亮の娘である職子であり、巻第一には手を加えず、巻第二および巻第三に片仮名補注を書き入れ、文末に巻子を帖に改訂して新写し、補記を加えた顛末を記述して結びとした。これが、現在にみられる『装束抄』だと考えるのだ。

つまり、『装束抄』は何人かの手によって加筆され、段階的に成立した故実書といえるのだ。このことは、故実書としては異例な存在であるかも分からない。しかしながら、記載されている内容が装束という流行に左右される代物のため、そして、男女の視点の相違によって加筆が施される要因になったのではないだろうか。

〔註〕

(1) 『国書総目録 第七巻』（岩波書店、一九七〇、九、四三九頁）

(2) 群書類従完成会編『群書類従 第八輯 装束部』（群書類従完成会編、一九三二）、「満佐須計装束抄」。なお、本稿で引用する

『滿佐須計裝束抄』は全て『群書類従』により、仮名、片仮名部分を漢字に変換し引用している。また、() に引用した頁を、
〈 〉に割注を記載している。

- (3) 鈴木敬三「仮名装束抄と源雅亮」(『國學院雜誌』八十卷十一号、一九七九、十一)。
- (4) 京都府中央図書所蔵『万さ寿氣装束抄』マイクロフィルム及び、オンラインデータベースにより確認可能。国立国会図書館所蔵『雅亮装束抄』マイクロフィルムで確認可能。以下、宮内庁書陵部所蔵。古賀本『雅亮装束抄』(函番号二〇五、七十二号)、松岡本『雅亮装束抄』(函番号二〇九、八十二号)、松岡本『雅亮装束抄』(函番号二〇八、一四三三二号)、葉室本『雅亮装束抄』(函番号葉、一〇八九号)、壬生本『まさすけ装束抄』(函番号F十、二二八号)、桂本『まさすけ装束抄』(函番号一七五、一九二号)、『假名装束抄』(函番号一七三、一三三三号)、伏見宮本『雅亮装束抄』(函番号伏、三四六号)、松岡本『假名装束抄』(函番号二〇九、十四号)。なお、松岡本『假名装束抄』(函番号二〇九、十四号)にいたっては、二巻目部分しか存在していないが、本文の記載や虫害部分を応永九年系統本の記載と比較したところ、一致したため、応永九年系統本と判断した。
- (5) 宇都宮千都「雅亮装束抄考証―高倉文化研究所蔵雅亮装束抄の出現を中心に―付・翻刻」(『中古文学』第五十六号、一九五、十)。
- (6) 上記(5)、五二頁。
- (7) 上記(5)、三八頁。
- (8) 太田博太郎「滿佐須計裝束抄の著作年代」(『風俗』日本史学会編、六卷二号、一九六六、十)。
- (9) 同(3)、一六四頁。
- (10) 系図は『尊卑分脈』により作成。なお、雅亮の女である職子については、『尊卑分脈』に記載が存在しなかったため、『山槐記』治承四年(一一八〇)三月九日条の記載により補充。
- (11) 史料大成刊行会編『増補史料大成 兵範記三』(臨川書店、一九六五)、仁安三年(一一六八)三月九日条、三〇頁。
- (12) 史料大成刊行会編『増補史料大成 兵範記一』(臨川書店、一九六五)、仁平元年(一一五四)八月二日条、二六九頁。
- (13) 史料大成刊行会編『増補史料大成 台記二』(臨川書店、一九六五)、久寿二年(一一五五)八月二七日条、一六八頁。
- (14) 国書刊行会『玉葉』(国書刊行会、一九〇五)、安元二年(一一七六)、三月四日条、五一四頁。
- (15) 『公卿補任 第一』(新訂増補国史大系 五三)、権中納言の記載は、四七二頁。権大納言の記載は五〇一頁。

- (16) 井上宗雄等編『日本古典籍書誌学辞典』(岩波書店、一九九九)、七二頁。
- (17) 史料大成刊行会編『増補史料大成 山槐記二』(臨川書店、一九六五)、治承二年(一一七七)正月二日条、八七頁。
- (18) 群書類従完成会編『群書類従 第三輯 帝王部』、「庭槐抄」(群書類従完成会編、一九三三)、治承二年(一一七八)三月三日条、三五一頁。
- (19) 上記(14)、治承二年(一一七八)一〇月二九日条、一八九頁。
- (20) 上記(18)、『庭槐抄』治承三年(一一七九)八月二七日条、三六二頁。
- (21) 上記(18)、『庭槐抄』治承三年(一一七九)九月五日条、三六四頁。
- (22) 佐藤今朝夫発行『明月記 第三』(国書刊行会、一九七〇)、安貞元年正月九日条、四頁。
- (23) 上記(16)、「首書」の記載による。
- (24) 史料大成刊行会編『増補史料大成 長秋記二』(臨川書店、一九六五)、天承元年(一一三一)九月二〇日日条、一三六頁。
- (25) 上記(8)、三頁。
- (26) 上記(8)、五頁。
- (27) 上記(3)、一六四頁。
- (28) 史料大成刊行会編『増補史料大成 山槐記三』(臨川書店、一九六五)、治承四年(一一八〇)三月九日条、四〇頁。
- (29) 上記(2)、四六頁。『滿佐須計装束抄』では「衣冠」の着用の秘技について記載するも、具体的な着用法の記載は控え、「本をみるべし。習ふべし。装束師の秘することなり。」とまとめている。

【付記】本稿は、平成二三年度二松學舎大学人文学会第一〇三回大会において発表し、ご指摘頂いた箇所を改めて考察した内容です。ご指導を賜りました諸先生方に感謝を申し上げます。